

# 「学校安心ルール」(平尾小学校)

## <基本的な考え方>

○学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。

○子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができます、「より良い社会（学校）」をめざしています。

○第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
基本的な約束ごと		・ルールを守る	・勉強する	・人と仲よくする	
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業中、できることをしない。</li> <li>授業に関係のないことしたり、関係のない話をしたりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>からかう、ひやかす</li> <li>無視する。</li> <li>悪口、かけ口を言う。</li> <li>他の子の物をかってに使う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導を素直に聞かない。</li> <li>指導を無視する。</li> <li>からかう、ひやかす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物を大切にしない。</li> <li>人の物を借りたままにする。</li> <li>自分の机等に落書きする</li> <li>学校の物をかってに使う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その場で指導</li> <li>場合によっては家庭連絡</li> <li>個別指導</li> <li>自己を振り返る活動</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>故意に大声を出すなど、授業のじゃまをする。</li> <li>授業中、席をはなれて教室を出していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仲間はずれにする。</li> <li>複数人で無視をする。</li> <li>こわがるようなことをしたり言ったりする。</li> <li>他の子の物をかくす。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導に対して反抗する。</li> <li>挑発的な態度をとる。</li> <li>バカにしたようなことを言う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の物にわざと落書きをしたりこわしたりする。</li> <li>お金やカード、ゲーム等をかしかりする。</li> <li>おごったりおごられたりする。</li> <li>他の子のゲーム等をかってに持ち帰る。</li> <li>許可なく他の子の家に入り込んで遊ぶ。</li> <li>夜中に出歩き徘徊する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その場で指導</li> <li>家庭連絡</li> <li>複数の教職員による個別指導</li> <li>自己を振り返る活動</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>授業中、故意に妨害をする。</li> <li>テストのじゃまやカンニングを繰り返す。</li> <li>学校をさぼり校外に出していく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いやがることを無理やりさせておもしろがる。</li> <li>暴力をふるう。（プロレス技をかけるなども）</li> <li>物を故意にこわしたり、すてたりする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指導に対して激しく反抗する。</li> <li>おどすようなことをしたり言ったりする。</li> <li>押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家のお金をかってに持ち出して、物を買ったりおごったりする。</li> <li>万引きなど法律に違反するようなことをする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭連絡</li> <li>一定期間の別室における個別指導及び学習指導</li> <li>関係諸機関（警察・こども相談センター）と連携し、学校内で指導を行う。</li> <li>状況によっては個別指導教室を活用した指導</li> </ul>
第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為（窃盗や傷害・恐喝行為など）については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事と連携し、対応について協議する。					

※学校は児童生徒ひとりひとりの特性や状況等も十分にふまえ、対応について判断します。

※「学校等が行うことができる対応」については、あくまでも例示であり、学校の判断で対応していきます。

※「個別指導教室」とは、生活指導サポートセンター内に設置した教室であり、経験豊富な元校長先生等がいっそう丁寧な立ち直り支援を行う場所です。

※学校生活以外の事案に関しては、段階にかかわらず関係諸機関との連携となる場合があります。（SNSにかかる事案に関しても同様です。）